

○東京都市町村議会議員公務災害補償等組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和43年3月2日
条例第6号)

改正 昭和46年 3月 2日 条例第2号
昭和47年 3月 1日 条例第2号
昭和48年 2月19日 条例第3号
昭和51年 3月 1日 条例第1号
平成 6年 4月 5日 条例第1号
平成 7年 2月17日 条例第2号
平成 8年 2月15日 条例第2号
平成21年 2月19日 条例第2号

第1条 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合議会の議長及び副議長並びに議員（以下「組合議会議員等」という。）の議員報酬及び費用弁償については、この条例の定めるところによる。

第2条 組合議会議員等の議員報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 議員報酬は、その職についた日の属する月から、その職を退職した日の属する月まで、月割計算により支給する。ただし、同一人に対しては月を重複して支給しない。

第3条 組合議会議員等が公務により旅行するときは、順路により費用弁償として別表第2に定める旅費を支給する。

2 組合議会議員等が、この条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情又は当該旅行の性質上困難である場合には、管理者が別に定めて旅費を支給することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月2日条例第2号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月1日条例第2号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年2月19日条例第3号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月1日条例第1号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月5日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年2月17日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成8年2月15日条例第2号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月19日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

別表第1 (第2条関係)

職名	議員報酬額
議長	年額 15,000円
副議長	年額 12,000円
議員	年額 12,000円

別表第2 (第3条関係)

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日 当		宿泊料	食卓料
					宿泊を要しないもの	宿泊を要するもの		
内国旅費	実費	実費	実費	実費	2,300円	3,500円	15,000円	1,800円
外国旅費	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、指定職の職務にある者の相当額							
備考	<p>1 都内出張については、定額として、1日3,000円とする。</p> <p>2 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第1項に規定する旅客会社の鉄道を利用する場合でグリーン車のある路線による旅行に係る鉄道賃については、グリーン料金を支給する。</p> <p>3 組合の車両又は組合で借り上げた自動車を使用して旅行した場合は、鉄道賃及び車賃は支給しない。</p>							